第二条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「第六条第十二項」を「第六条第六項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第六項中「第六条第十三項」を「第六条第七項」に、「前条」を「第一条の三」に改め、「添付書類」の下に「、適合判定通知書又はその写し並びに第三条の十二に規定する図書及び書類」を加え、同項を同条第四項とし、同条第七項中「第六条第十三項」を「第六条第七項」に改め、同項を同条第五項とする。

第二条の二第五項を次のように改める。

5　前各項の規定にかかわらず、確認を受けた建築設備の計画の変更の場合における確認の申請書並びにその添付図書及び添付書類は、前各項に規定する申請書並びにその添付図書及び添付書類並びに当該計画の変更に係る直前の確認に要した図書及び書類（変更に係る部分に限る。）とする。ただし、当該直前の確認を受けた建築主事に対して申請を行う場合においては、変更に係る部分の申請書（第一面が別記第九号様式によるものをいう。）並びにその添付図書及び添付書類とする。

第二条の二第六項中「第六項又は第七項」を「第四項又は第五項」に、「第十三項」を「第七項」に改める。

第三条第一項の表三に次のように加える。

（十三）	法第八十八条第一項において準用する法第三十八条の認定を受けたものとする特殊の構造方法又は建築材料を用いる工作物	法第八十八条第一項において準用する法第三十八条に係る認定書の写し

第三条第三項第一号中「構造計算適合性判定を要する場合にあつては、副本二通」及びただし書を削り、同条第四項第一号中「第六条の三第一項第二号」を「第六条の四第一項第二号」に改め、同条第七項を次のように改める。

7　前各項の規定にかかわらず、確認を受けた工作物の計画の変更の場合における確認の申請書並びにその添付図書及び添付書類は、前各項に規定する申請書並びにその添付図書及び添付書類並びに当該計画の変更に係る直前の確認に要した図書及び書類（変更に係る部分に限る。）とする。ただし、当該直前の確認を受けた建築主事に対して申請を行う場合においては、変更に係る部分の申請書（第一面が別記第十四号様式によるものをいう。）並びにその添付図書及び添付書類とする。

第三条第八項中「第六項又は第七項」を「第四項又は第五項」に、「第十三項」を「第七項」に改める。

第三条の二第七号中「第百三十七条の十七」を「第百三十七条の十八」に改め、同条第十二号の表令第百十五条の二の二第一項第四号ハの技術的基準に適合する構造の項中「第百十五条の二の二第一項第四号ハ」を「第百二十九条の二の三第一項第一号ハ(2)」に改め、同表法第二条第九号の二ロの技術的基準に適合する防火設備の項の次に次のように加える。

令第百十条の三の技術的基準に適合する防火設備	特定防火設備、令第百十四条第五項において準用する令第百十二条第十六項の技術的基準に適合する防火設備、法第二条第九号の二ロの技術的基準に適合する防火設備又は令第百十条の三の技術的基準に適合する防火設備

第三条の二第十二号の表法第六十四条の技術的基準に適合する防火設備の項中「法第二条第九号の二ロの技術的基準に適合する防火設備」の下に「、令第百十条の三の技術的基準に適合する防火設備」を加える。

第三条の三の見出し中「申請」を「申請等」に改め、同条第一項中「について」の下に「、第一条の四の規定は法第六条の二第一項の規定による確認の申請を受けた場合について」を加え、「及び第四項第一号ハ(2)」を「、第四項第一号ハ(2)、第八項、第十項及び第十一項並びに第一条の四」に改め、「、同条第八項第一号中「建築主事」とあるのは「当該指定確認検査機関」と、同項第二号中「指定確認検査機関」とあるのは「建築主事又は他の指定確認検査機関」と」を削り、同条第二項中「第二条の二第一項第一号ロ(2)」の下に「及び第五項」を加え、「、同条第五項第一号中「建築主事」とあるのは「当該指定確認検査機関」と、同項第二号中「指定確認検査機関」とあるのは「建築主事又は他の指定確認検査機関」と」を削り、同条第三項中「第三条第一項第一号ロ(2)」の下に「及び第七項」を加え、「、同条第七項第一号中「建築主事」とあるのは「当該指定確認検査機関」と、同項第二号中「指定確認検査機関」とあるのは「建築主事又は他の指定確認検査機関」と」を削る。

第三条の四第一項中「添付書類」の下に「並びに第三条の十二に規定する図書及び書類」を加え、同条第二項中「第六条の二第九項」を「第六条の二第四項」に改め、同項第一号中「添付書類」の下に「、適合判定通知書又はその写し並びに第三条の十二に規定する図書及び書類」を加え、同条第三項中「第四条の二十九（第四条の三十七及び第四条の三十九において準用する場合を含む。）」を「第三条の十一、第三条の二十二（第四条の二十四、第四条の二十六及び第四条の二十八において準用する場合を含む。）」に改め、同条第四項を削る。

第三条の五第一項中「第六条の二第十項」を「第六条の二第五項」に、「同条第九項」を「同条第四項」に改め、同条第二項中「第六条の二第十項」を「第六条の二第五項」に改め、同条第三項中「第六条の二第十項」を「第六条の二第五項」に改め、同項第一号イ中「及び第五面」を「から第六面まで」に改め、同項第三号を次のように改める。

三　適合判定通知書又はその写し

第三条の六中「第六条の二第十一項」を「第六条の二第六項」に改め、同条の次に次の二十二条を加える。

（構造計算適合性判定の申請書の様式）

第三条の七　法第六条の三第一項の規定による構造計算適合性判定の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。

一　別記第十八号の二様式による正本一通及び副本一通に、それぞれ、次に掲げる図書及び書類を添えたもの（正本に添える図書にあつては、当該図書の設計者の記名及び押印があるものに限る。）

イ　第一条の三第一項の表一の各項に掲げる図書（同条第一項第一号イの認定を受けた構造の建築物又はその部分に係る場合で当該認定に係る認定書の写しを添えたものにおいては同号イに規定する国土交通大臣の指定した図書を除く。）

ロ　申請に係る建築物が次の(1)から(3)までに掲げる建築物である場合にあつては、それぞれ当該(1)から(3)までに定める図書及び書類

(1)　次の(i)及び(ii)に掲げる建築物　それぞれ当該(i)及び(ii)に定める図書及び書類

(i)　第一条の三第一項の表二の(一)項の(い)欄に掲げる建築物並びに同条第一項の表五の(二)項及び(三)項の(い)欄に掲げる建築物　それぞれ同条第一項の表二の(一)項の(ろ)欄に掲げる図書並びに同条第一項の表五の(二)項の(ろ)欄に掲げる計算書及び同表の(三)項の(ろ)欄に掲げる図書（同条第一項第一号ロ(1)の認定を受けた構造の建築物又はその部分に係る場合で当該認定に係る認定書の写しを添えたものにおいては同号ロ(1)に規定する国土交通大臣が指定した図書及び計算書、同号ロ(2)の認定を受けた構造の建築物又はその部分に係る場合においては同項の表五の(二)項の(ろ)欄に掲げる計算書を除く。）

(ii)　第一条の三第一項の表二の六十三項の(い)欄に掲げる建築物（令第百三十七条の二の規定が適用される建築物に限る。）　同項の(ろ)欄に掲げる図書（同条の規定が適用される建築物に係るものに限る。）

(2)　次の(i)及び(ii)に掲げる建築物　それぞれ当該(i)及び(ii)に定める図書（第一条の三第一項第一号ロ(2)の認定を受けた構造の建築物又はその部分に係る場合においては、当該認定に係る認定書の写し及び同号ロ(2)に規定する国土交通大臣が指定した構造計算の計算書）。ただし、(i)及び(ii)に掲げる建築物について法第二十条第一項第二号イ及び第三号イの認定を受けたプログラムによる構造計算によつて安全性を確かめた場合は、当該認定に係る認定書の写し、第一条の三第一項第一号ロ(2)ただし書の規定による磁気ディスク等及び同号ロ(2)ただし書に規定する国土交通大臣が指定した図書をもつて代えることができる。

(i)　第一条の三第一項の表三の各項の(い)欄上段（(二)項にあつては(い)欄）に掲げる建築物　当該各項の(ろ)欄に掲げる構造計算書